

## 質疑回答書

令和6年5月14日

坂出市産業観光課

業務名 坂出市高校生等起業家等育成プログラム実施業務

	質 疑	回 答
1	創業1年未満の法人でも参加資格はあるのか。	ございます。
2	募集要領6.(1) 提出書類に、「イ坂出市税の滞納がないことの証明、ウ消費税および地方消費税の納税証明」とあるが、坂出市に納税義務がない場合、納税証明書(その3の3)のみの提出で要件を満たせるか。	坂出市に納税義務がない場合、イ坂出市税の滞納がないことの証明は必要ないため、納税証明書(その3の3)のみの提出で要件を満たします。
3	仕様書3.(3) 「ワークショップの開催は原則として夏季休業期間(夏休み)中に実施する」とあるが、平日、土日祝日などの指定はあるのか。	ありません。ただし、使用施設の状況等にも左右されるため、詳細な日程については、契約後に本市と調整の上、決定していただくこととなります。 また、対象者の状況を踏まえ、合計5日間以上のワークショップのうち、1、2日が夏季休業期間中以外となることについては、差し支えないものとします。
4	仕様書3.(3) ワorkshopに関して、各回の実施対象人数は何名か。	原則として、参加者全員に同様のプログラムを提供していただくため、各回の実施対象人数=参加者数となります。 ただし、参加者をグループ分けし、部屋、時間を異にする等の工夫は可能です。 なお、参加者の総数としては20名程度を想定しております。